NAKABAYASHI CO.,LTD.

最終更新日:2015年6月29日 ナカバヤシ株式会社

代表取締役社長 辻村 肇

問合せ先:取締役管理統括本部長 作田 一成

証券コード: 7987 http://www.nakabayashi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を高めることを最重要課題と位置づけ、株主の皆様やお客様から信頼され、それに応えることによって評価される企業となり、企業の社会的責任を果たし社会に貢献することを目指しております。そのためにコーポレート・ガバナンスの実効性の確保、企業倫理に根ざした企業活動、経営の透明性などに取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命株式会社	4,192,646	6.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,195,000	5.18
中林 代次郎	3,078,795	4.99
フエル共益会	2,785,000	4.52
株式会社りそな銀行	2,759,746	4.48
滝本 安克	2,418,566	3.92
株式会社みずほ銀行	2,169,369	3.52
ナカバヤシ従業員持株会	1,968,641	3.19
日本生命保険相互会社	955,846	1.55
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	946,000	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅲ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
八 石	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
山口 伸淑	他の会社の出身者					Δ		Δ				
八文字 準二	他の会社の出身者								0			
中務 尚子	弁護士								0			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「Δ」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 伸淑		0	山口伸淑氏が、平成25年3月まで取締役専務執行役員として在職しておられた、りそな銀行は当社の主要な取引銀行であり、大株主でもありますが、同氏が当社の直接担当者であったことはなく、同社を退社してから一定の年月が経過しており、かつ当社の金融取引中に占めるりそな銀行の割合は他行との取引バランス上、依存の高くは無く、独立性に影響を与えることはありません。また、同氏は現在、当社とは取引等の関係の無い株式会社東京カンテイの専務取締役であり、なんら独立性に影響することはありません。	同氏の企業経営者としての経験と見識、幅広い業界にわたる知見を活かした社外的観点からの監視・監督、助言・提言を行っていただいております。
八文字 準二		0	八文字準二氏が代表取締役である法人と 取引関係がありますが、その額は僅少で あります。	コンサルティング会社の代表取締役として企業 経営に精通しており、その専門知識・経験等を 活かした社外的観点からの監視・監督、助言・

			提言を行っていただいております。
中務 尚子	0	中務尚子氏が所属する弁護士法人と取引関係がありますが、その額は僅少であります。	弁護士として企業法務に精通しており、その専門知識・経験等を活かした社外的観点からの監視・監督、助言・提言を行っていただいております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき内部監査室に所属する使用人の人事異動・人事評価については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとしております。

■監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外取締役監査等委員2名の計3名で構成し、原則として月1回の開催であります。また必要に応じて随時 開催し、透明性の高い監視機能を発揮しております。

会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しており、適正な会計監査を実施 しております。

当社監査等委員会と会計監査人とは随時会合を持ち、また、常勤監査等委員も会計士に同行したり、それぞれの監査計画と結果について情報の共有化を図りながら、効果的な監査を実施しております。

当社は、代表取締役直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、他の部門とは独立した立場で計画的に内部監査を実施しております。また随時、抽出された課題等に対し必要なフォローアップ監査、指導を実施しております。

監査等委員会と内部監査室とは随時会合を持ち、それぞれの監査計画と結果について情報の共有化を図り、緊密に連携を取りながら監査業務 に対応しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名·報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名·報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

任意の指名・報酬委員会を設置し、その構成は社外取締役監査等委員2名と代表取締役1名の3名です。役員及び経営陣の指名・報酬に関し、必要に応じ代表取締役より諮問します。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員持株会制度あり。

当社においては、取締役へのインセンティブ付与に関する施策としての業績連動型報酬制度やストックオプション制度等については導入しておりませんが、報酬の決定にあたって、会社業績及び他社水準を考慮しており、インセンティブ付与の実質を備えているものと考えております。また、役員持株会制度が、長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与効果を有しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、会社業績及び他社水準を考慮して設定しております。

第65期事業年度における当社の取締役(社外取締役を除く。)の報酬総額は64百万円であり、監査役(社外監査役を除く。)の報酬総額は14百万円、社外役員の報酬総額は8百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

当社は社外取締役・社外監査等委員を補佐する専任担当部署は設置しておりませんが、原則として月1回開催される取締役会・監査等委員会に おいて必要な情報等は管理統括本部内部統制推進室担当者から資料提供、説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は月1回の開催を原則とし、必要に応じて随時開催し、経営の重要事項について審議及び決定を行っております。監査等委員であるものを除く取締役は10名であり、うち1名は社外取締役であります。監査等委員会は3名のうち2名が社外取締役で構成され、業務執行から独立した立場から取締役の職務執行を監督しております。任意の指名・報酬委員会を設置し、社外取締役監査等委員2名と代表取締役1名から構成されており、随時、指名報酬等に関し諮問しております。また、内部監査室が内部監査を実施し、内部統制推進室において内部統制体制の整備、コンプライアンス体制の構築を行なっており、監査等委員会の補佐・支援を担っております。

業務執行に関しては、役付取締役並びに執行社内取締役からなる常務会を設置し、重要な業務執行に関する事項を審議・決定しております。また、当社は各事業ごとのカンパニー制を採用しており、各カンパニーの業務及び新しい取組に関して審議する場として経営企画会議を設置しております。また、営業・関係会社・工場のカテゴリーのカンパニー横断的会議を設定し、具体的な事項を協議執行しております。

当社は、有価証券報告書提出日(平成27年6月26日)現在、監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名の計3名で構成しております。

また、代表取締役直轄組織として内部監査室を設置し、他の部門とは独立した立場で計画的に内部監査を実施しております。

会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しており、それぞれ必要に応じて アドバイスを受けております。

内部統制システムといたしましては、内部監査室を設置し、他の部門とは独立した立場で計画的に内部監査を実施しております。また、内部統制推進室を設置し、内部統制の充実を図っております。

リスク管理体制といたしましては、平成17年4月に、リーガルリスクに対処する専門部署として、総務部に法務課を設置し、平成28年3月期からはコンプライアンス委員会を組織し、リスク管理体制を整備しております。また、法令違反や不祥事に関し、「内部通報制度」を設置しております。「財務報告に係る内部統制」の構築につきましては、社内横断的な「内部統制プロジェクト」を立ち上げて体制を構築し、毎年見直しを実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社が監査等委員会設置会社に移行した理由は、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実と経営の更なる効率化を図るためであります。

定款の定めにより、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することがで

きることとしており、迅速・機動的な経営判断を行います。 また、指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性の向上、経営監視機能の客観性及び中立性を確保いたします。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算以外の適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	「ナカバヤシ・グループ倫理規範」を定め、ステークホルダーへの配慮をグループ内周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO環境マネジメントシステムの取組状況、CSRの取組状況を自社HP上に開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「ナカバヤシ・グループ倫理規範」において、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定め ております。

W内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

- 当社は、以下のとおり、平成27年6月26日開催の取締役会において、内部統制システムについて決議しております。
- 1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範としてナカバヤシ・グループ倫理規範及びコンプライアンス・マニュアルその他の規程を制定する。
- (2)当社に内部統制推進室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備・維持・運用を推進し、取締役会ならびに監査等委員会に定期的に報告する。
- (3)当社の内部監査室は、内部統制推進室と連携の上、当社及び当社グループ会社に対する内部監査を実施し、定期的に監査等委員会にその 状況を報告する。
- (4)当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人が、当社内部統制推進室又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。
- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、稟議書等の決裁書類等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社は、当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、内部統制推進室が当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (2) 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画」を策定し、当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知する。
- 4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- (2)当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規則のほか、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程を制定する。 当社グループ会社においても、その規模等に準じた職務権限規程・業務分掌規程・組織図等の整備を行わせるものとする。
- 5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社は、内部統制推進室において当社グループ全体の内部統制を統括し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (2)当社は、関係会社管理規程において、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について、定期的に 当社に報告することを義務付けることとし、一定の重要性基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。
- 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、内部監査室を設置するとともに、内部統制推進室において監査等委員会への情報提供体制を整備・構築する。
- 7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に所属する使用人の人事異動・人事評価については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。また、監査等委員会の職務を補助すべく指示を受けた者は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)その他使用人からの指示命令を受けない旨の規定を職務権限規程、業務分掌規程等に明記する。

- 8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- (1)当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- (2)内部統制推進室を当社又は当社グループ会社の内部通報制度の担当部署とし、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。
- 9. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

- 11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2)当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保証する。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。また反社会的勢力から接触を受けたときはただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。

- (2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
- 1) 当社ではコンプライアンス担当役員を置き、内部統制推進室を設置するとともに、役職員に対する研修、教育を通じてコンプライアンスを尊重する意識を醸成しております。また、内部通報制度を設置・整備しております。
- 2) 当社は企業防衛対策協議会に加盟しており、その他に所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めております。また反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し必要に応じて外部機関と連携して対処致します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

NAKABAYASHI CO.,LTD.

最終更新日:2015年6月29日 ナカバヤシ株式会社

代表取締役社長 辻村 肇

問合せ先:取締役管理統括本部長 作田 一成

証券コード: 7987 http://www.nakabayashi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を高めることを最重要課題と位置づけ、株主の皆様やお客様から信頼され、それに応えることによって評価される企業となり、企業の社会的責任を果たし社会に貢献することを目指しております。そのためにコーポレート・ガバナンスの実効性の確保、企業倫理に根ざした企業活動、経営の透明性などに取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命株式会社	4,192,646	6.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,195,000	5.18
中林 代次郎	3,078,795	4.99
フエル共益会	2,785,000	4.52
株式会社りそな銀行	2,759,746	4.48
滝本 安克	2,418,566	3.92
株式会社みずほ銀行	2,169,369	3.52
ナカバヤシ従業員持株会	1,968,641	3.19
日本生命保険相互会社	955,846	1.55
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	946,000	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅲ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
八 石	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
山口 伸淑	他の会社の出身者					Δ		Δ				
八文字 準二	他の会社の出身者								0			
中務 尚子	弁護士								0			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「Δ」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 伸淑		0	山口伸淑氏が、平成25年3月まで取締役専務執行役員として在職しておられた、りそな銀行は当社の主要な取引銀行であり、大株主でもありますが、同氏が当社の直接担当者であったことはなく、同社を退社してから一定の年月が経過しており、かつ当社の金融取引中に占めるりそな銀行の割合は他行との取引バランス上、依存の高くは無く、独立性に影響を与えることはありません。また、同氏は現在、当社とは取引等の関係の無い株式会社東京カンテイの専務取締役であり、なんら独立性に影響することはありません。	同氏の企業経営者としての経験と見識、幅広い業界にわたる知見を活かした社外的観点からの監視・監督、助言・提言を行っていただいております。
八文字 準二		0	八文字準二氏が代表取締役である法人と 取引関係がありますが、その額は僅少で あります。	コンサルティング会社の代表取締役として企業 経営に精通しており、その専門知識・経験等を 活かした社外的観点からの監視・監督、助言・

			提言を行っていただいております。
中務 尚子	0	中務尚子氏が所属する弁護士法人と取引関係がありますが、その額は僅少であります。	弁護士として企業法務に精通しており、その専門知識・経験等を活かした社外的観点からの監視・監督、助言・提言を行っていただいております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき内部監査室に所属する使用人の人事異動・人事評価については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとしております。

■監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外取締役監査等委員2名の計3名で構成し、原則として月1回の開催であります。また必要に応じて随時 開催し、透明性の高い監視機能を発揮しております。

会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しており、適正な会計監査を実施 しております。

当社監査等委員会と会計監査人とは随時会合を持ち、また、常勤監査等委員も会計士に同行したり、それぞれの監査計画と結果について情報の共有化を図りながら、効果的な監査を実施しております。

当社は、代表取締役直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、他の部門とは独立した立場で計画的に内部監査を実施しております。また随時、抽出された課題等に対し必要なフォローアップ監査、指導を実施しております。

監査等委員会と内部監査室とは随時会合を持ち、それぞれの監査計画と結果について情報の共有化を図り、緊密に連携を取りながら監査業務 に対応しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名·報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名·報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

任意の指名・報酬委員会を設置し、その構成は社外取締役監査等委員2名と代表取締役1名の3名です。役員及び経営陣の指名・報酬に関し、必要に応じ代表取締役より諮問します。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員持株会制度あり。

当社においては、取締役へのインセンティブ付与に関する施策としての業績連動型報酬制度やストックオプション制度等については導入しておりませんが、報酬の決定にあたって、会社業績及び他社水準を考慮しており、インセンティブ付与の実質を備えているものと考えております。また、役員持株会制度が、長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与効果を有しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、会社業績及び他社水準を考慮して設定しております。

第65期事業年度における当社の取締役(社外取締役を除く。)の報酬総額は64百万円であり、監査役(社外監査役を除く。)の報酬総額は14百万円、社外役員の報酬総額は8百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

当社は社外取締役・社外監査等委員を補佐する専任担当部署は設置しておりませんが、原則として月1回開催される取締役会・監査等委員会に おいて必要な情報等は管理統括本部内部統制推進室担当者から資料提供、説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は月1回の開催を原則とし、必要に応じて随時開催し、経営の重要事項について審議及び決定を行っております。監査等委員であるものを除く取締役は10名であり、うち1名は社外取締役であります。監査等委員会は3名のうち2名が社外取締役で構成され、業務執行から独立した立場から取締役の職務執行を監督しております。任意の指名・報酬委員会を設置し、社外取締役監査等委員2名と代表取締役1名から構成されており、随時、指名報酬等に関し諮問しております。また、内部監査室が内部監査を実施し、内部統制推進室において内部統制体制の整備、コンプライアンス体制の構築を行なっており、監査等委員会の補佐・支援を担っております。

業務執行に関しては、役付取締役並びに執行社内取締役からなる常務会を設置し、重要な業務執行に関する事項を審議・決定しております。また、当社は各事業ごとのカンパニー制を採用しており、各カンパニーの業務及び新しい取組に関して審議する場として経営企画会議を設置しております。また、営業・関係会社・工場のカテゴリーのカンパニー横断的会議を設定し、具体的な事項を協議執行しております。

当社は、有価証券報告書提出日(平成27年6月26日)現在、監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名の計3名で構成しております。

また、代表取締役直轄組織として内部監査室を設置し、他の部門とは独立した立場で計画的に内部監査を実施しております。

会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しており、それぞれ必要に応じて アドバイスを受けております。

内部統制システムといたしましては、内部監査室を設置し、他の部門とは独立した立場で計画的に内部監査を実施しております。また、内部統制推進室を設置し、内部統制の充実を図っております。

リスク管理体制といたしましては、平成17年4月に、リーガルリスクに対処する専門部署として、総務部に法務課を設置し、平成28年3月期からはコンプライアンス委員会を組織し、リスク管理体制を整備しております。また、法令違反や不祥事に関し、「内部通報制度」を設置しております。「財務報告に係る内部統制」の構築につきましては、社内横断的な「内部統制プロジェクト」を立ち上げて体制を構築し、毎年見直しを実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社が監査等委員会設置会社に移行した理由は、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実と経営の更なる効率化を図るためであります。

定款の定めにより、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することがで

きることとしており、迅速・機動的な経営判断を行います。 また、指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性の向上、経営監視機能の客観性及び中立性を確保いたします。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算以外の適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	「ナカバヤシ・グループ倫理規範」を定め、ステークホルダーへの配慮をグループ内周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO環境マネジメントシステムの取組状況、CSRの取組状況を自社HP上に開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「ナカバヤシ・グループ倫理規範」において、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定め ております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

- 当社は、以下のとおり、平成27年6月26日開催の取締役会において、内部統制システムについて決議しております。
- 1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範としてナカバヤシ・グループ倫理規範及びコンプライアンス・マニュアルその他の規程を制定する。
- (2)当社に内部統制推進室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備・維持・運用を推進し、取締役会ならびに監査等委員会に定期的に報告する。
- (3)当社の内部監査室は、内部統制推進室と連携の上、当社及び当社グループ会社に対する内部監査を実施し、定期的に監査等委員会にその 状況を報告する。
- (4)当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人が、当社内部統制推進室又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。
- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、稟議書等の決裁書類等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社は、当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、内部統制推進室が当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (2) 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画」を策定し、当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知する。
- 4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- (2)当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規則のほか、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程を制定する。 当社グループ会社においても、その規模等に準じた職務権限規程・業務分掌規程・組織図等の整備を行わせるものとする。
- 5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社は、内部統制推進室において当社グループ全体の内部統制を統括し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (2)当社は、関係会社管理規程において、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について、定期的に 当社に報告することを義務付けることとし、一定の重要性基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。
- 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、内部監査室を設置するとともに、内部統制推進室において監査等委員会への情報提供体制を整備・構築する。
- 7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に所属する使用人の人事異動・人事評価については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。また、監査等委員会の職務を補助すべく指示を受けた者は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)その他使用人からの指示命令を受けない旨の規定を職務権限規程、業務分掌規程等に明記する。

- 8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- (1)当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- (2)内部統制推進室を当社又は当社グループ会社の内部通報制度の担当部署とし、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。
- 9. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

- 11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2)当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保証する。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。また反社会的勢力から接触を受けたときはただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。

- (2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
- 1) 当社ではコンプライアンス担当役員を置き、内部統制推進室を設置するとともに、役職員に対する研修、教育を通じてコンプライアンスを尊重する意識を醸成しております。また、内部通報制度を設置・整備しております。
- 2) 当社は企業防衛対策協議会に加盟しており、その他に所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めております。また反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し必要に応じて外部機関と連携して対処致します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無なしなり

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

